

# 少額物品等の調達契約に係るオープン カウンター方式（試行）の導入について

前納 智幸

近畿地方整備局 総務部 会計課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

国土交通省では、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）に基づき、毎年度、調達改善の取組内容や目標を定めた「国土交通省調達改善計画」を策定している。

当該計画において、随意契約が可能な少額な契約についても、オープンカウンター方式を活用するなどし、競争性の向上を目指すこととされていることから、近畿地方整備局（本局）において、オープンカウンター方式の導入に向けた試行を行った。

キーワード 契約, 競争性, 透明性

## 1. オープンカウンター方式について

従来、近畿地方整備局（本局）では会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）においては、発注者が3社程度見積り依頼の相手方を選定し、選定された相手方に対し、見積り依頼を行い、提出された見積り書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定していた。

今回、試行を行ったオープンカウンター方式においては、発注者は見積り依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者から提出される見積り書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する。

参加を希望する者から提出される見積り書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第2条 本要領は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。（工事、コンサルタント業務は除く。）

（参加資格）

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「近畿地域」（契約担当官等により「東海・北陸地域」を加える場合もある）として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有しない者にあつては見積り書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。

なお、競争参加資格の種類については、見積り依頼書毎に契約担当官等が定める。

- 三 見積り合わせの時に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注

## 2. 実施要領の作成

オープンカウンター方式の試行を行うにあたり、「近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領」を下記のとおり定めた。作成にあたっては、できるだけシンプルなものとなるよう心がけた。

（定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積り依頼の相手方を選定せず、

工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(見積依頼の方法等)

第4条 オープンカウンター方式に基づく見積に関する諸条件は以下のとおりとする。

一 オープンカウンター方式により少額随意契約を行う場合は、見積依頼書(様式①)、をホームページ(URLは下記のとおり。)への掲載を行うことをもって見積依頼とする。

URL [http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/open/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/open/index.html)

二 見積りに関する諸条件は、見積依頼書(様式①)、仕様書、数量総括表、図面(以下、「仕様書」等という。)により提示することとする。

三 仕様書等の交付は、発注事務所等調達機関の契約担当窓口にて行う。仕様書等の交付を受けた参加希望者は仕様書等受領書(様式②)に必要事項を記入のうえ当該発注事務所等調達機関に提出するものとする。

(見積り等)

第5条 見積書を郵便(書留郵便に限る)若しくは信書便(見積書の提出期限までに到着するものに限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して、支出負担行為担当官宛の親展で提出しなければならない。

(見積り合わせの結果の公表)

第6条 見積り合わせの結果は、当該発注事務所等調達機関にて閲覧に供する。

(見積心得)

第7条 近畿地方整備局競争契約見積心得について、下記URLにて公開を行っているので、見積参加者は熟読の上見積すること。

URL [http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/contract\\_etc/pdf/kokoro03.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/contract_etc/pdf/kokoro03.pdf)

### 3. 実施要領の運用

上記のとおり、定めた実施要領の具体的な運用については、下記のとおりとした。

#### (1) 試行の対象

毎月28日を締め切りとし、1ヶ月分をとりまとめて調達している物品の内、事務用品として発注しているもの。(ただし、本、薬等は除く。)その他、試行することが適当であると認められるもの。

#### (2) 事務の流れ(物品の場合)

- ① とりまとめられた物品の内訳書を作成し、物品払出請求書、物品取得措置請求書とあわせて決裁。
- ② 見積依頼日は、毎月10日頃とし、見積依頼日から見積書提出日まで、平日中5日とする。
- ③ 参加希望者へ交付する仕様書等を5部程度作成しておく。
- ④ 見積依頼当日に見積依頼書を近畿地方整備局ホームページ(図-1)へアップロードする。  
また、オープンカウンター方式に係る発注情報ファイルを作成し、契約課受付カウンターにて閲覧に供する。
- ⑤ 仕様書等は契約課にて交付するものとし、交付を受けた参加希望者には、資料の交付後、仕様書等受領書に会社名等を記載してもらう。(名刺の貼付でも可。)
- ⑥ 参加資格の確認はシステム等で行い、参加希望者に資格審査結果通知書(全省庁統一)の写しの提出は求めない。
- ⑦ 見積り合わせには、見積書提出者の立ち合いは求めない。

見積り合わせの結果は契約の相手方と決定したものにのみ通知し、契約課受付カウンターにて閲覧に供する。



■オープンカウンター方式の発注情報

近畿地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領

見積依頼日	購入等件名及び数量	見積書提出期限
平成29年3月16日	大阪合同庁舎第1号館トイレトーパー購入(単価契約)	平成29年4月3日
平成29年3月16日	蛍光灯箱購入(単価契約)	平成29年4月3日
平成29年3月16日	大阪合同庁舎第1号館塵芥搬出処理業務	平成29年4月3日
平成29年2月23日	回転椅子3脚外6点	平成29年3月3日
平成29年3月16日	特定信書便運送作業	平成29年4月6日
平成29年2月14日	シュレッダー1台外6点	平成29年2月22日
平成29年2月14日	ホワイトボード2台外44点	平成29年2月22日
平成29年2月10日	回転椅子6脚外50点	平成29年2月20日
平成29年2月10日	アンプ1台外17点	平成29年2月20日
平成29年1月26日	大阪合同庁舎第1号館PCB廃棄物分別及び資料作成業務	平成29年2月10日
平成29年1月24日	平成28年度近畿地方整備局保健指導のための検査業務	平成29年2月8日
平成29年1月13日	大阪合同庁舎第1号館本館1階搬入検査室漏水調査外1件	平成29年1月30日
平成29年1月10日	大阪合同庁舎第1号館第一別館FCUドレン管点検・清掃作業	平成29年1月25日
平成29年1月10日	ミーティング用椅子20脚外36点	平成29年1月18日
平成28年12月20日	近畿地方整備局業務放送遠隔操作器改修作業	平成29年1月12日
平成28年12月16日	大阪合同庁舎第1号館緊急ガス遮断操作盤取替等作業	平成29年1月10日
平成28年12月9日	大阪合同庁舎第1号館入退館システムライセンス更新	平成28年12月27日
平成28年12月9日	回転椅子係員用1脚外25点	平成28年12月19日

戻る

図-1 ホームページ(オープンカウンター方式の発注情報)

#### (3) 見積書提出者が1者の場合の取扱い

従来の少額随意契約においては、発注者が相手方の選

定をした上で、見積依頼を行っているため、見積書提出者が1者のみであった場合、競争性が確保できないとして、見積手続を取り止めている。

一方、オープンカウンター方式においては、発注者が見積依頼の相手方を選定せず、参加希望者が参加資格を満たしていれば、見積書の提出が可能であることから、見積書提出者が1者のみであっても、競争性が確保されているといえるため、見積手続の取り止めは行わない。

#### (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や 予定価格の制限に達した見積書が無い場合の取扱い

オープンカウンター方式による見積り合わせは、成立しないため、従来通り、見積依頼の相手方を選定し、別途見積依頼を行う。

なお、未成立の手続に参加していた者については、別途見積依頼時には選定しない。

### 4. 試行実施の周知について

オープンカウンター方式の試行の実施にあたっては、見積書を提出する可能性のある者に対する周知が必要となるため、次のとおり周知を行った。

- ① 近畿地方整備局ホームページへチラシ(図-2)をアップロード。
- ② 大阪合同庁舎第1号館掲示板へポスターの掲示。
- ③ 契約課、京阪神の事務所のカウンターにてチラシを配布。
- ④ 大阪文具事務用品協同組合へ所属企業等への周知依頼文書を送付。
- ⑤ 平成26・27・28年度に事務用品に関して、見積依頼を行った者、平成26・27・28年度に一般競争入札を行った「事務用消耗品購入(近畿地方整備局管内)単価契約」において、設計図書等交付資料の受領を受けた者に口頭で周知を行った。

### 5. 試行の実施

物品については、平成28年12月調達分(11月とりまとめ分)から、オープンカウンター方式の試行の実施するものとし、平成28年12月9日に最初の見積依頼を行い、以降、平成29年3月16日見積依頼分まで9件の見積依頼を行った。

役務については、平成28年12月9日に最初の見積依頼を実施し、以降、必要と思われる案件について、随時見積依頼を行い、平成29年3月16日見積依頼分まで9件の見積依頼を行った。

### オープンカウンター方式(試行)について

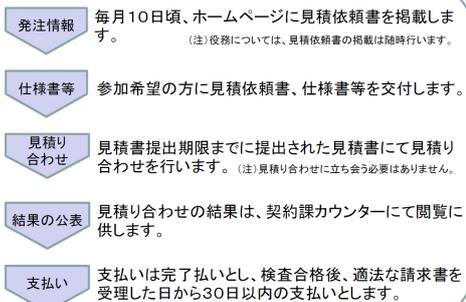
近畿地方整備局(本局)における、一部の事務用品等の調達において、オープンカウンター方式(試行)の見積り合わせを実施します。発注情報(見積依頼書)は毎月10日頃に近畿地方整備局ホームページ(注1)に掲載します。

オープンカウンター方式とは…  
見積りの相手方を発注者が特定せず、参加を希望する方(注2)からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法です。

(注1)ホームページのURLは次の通り。  
URL [http://www.kkr.mlit.go.jp/ln\\_info/open/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/ln_info/open/index.html)

(注2)参加資格については、全省庁統一の競争参加資格を有する者など、オープンカウンター方式(試行)実施要領に定められたとおりです。

#### オープンカウンター方式の流れ



＜問い合わせ先＞  
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係  
〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館  
TEL 06-6942-1141(代)FAX 06-6943-7834

図-2 オープンカウンター方式(試行)についてのチラシ

### 6. 試行の結果

見積依頼を行った18件中、見積書の提出者がなかった1件(交付用資料は1者に交付)を除く、17件で契約が成立した。

物品については、仕様書等交付者数、見積書提出者数ともに従来の少額随意契約の場合と比べて増加したが、役務については、仕様書等交付者数、見積書提出者数ともに少数であった。

落札率については、予定価格の算定方法が同じで、従来の少額随意契約による調達と比較が可能な物品の7件について、比較を行ったが、落札率に特段の変化は見られなかった。

試行の結果を踏まえ、オープンカウンター方式の利点と改善を要する点をまとめた。

#### ・利点

- ① 競争性が確保される。
- ② 業者選定手続の透明性が確保される。
- ③ 見積書提出者が1者のみでも、見積手続が成立する。
- ④ 事務の省力化が図られる。
- ⑤ FAXによる見積依頼を行わないため、FAX送信ミスによる見積手続の取り止めの可能性がない。

#### ・改善を要する点

- ① 役務においては、仕様書等交付者数、見積書提出

者数ともに、少数であった。

- ② 仕様書等は契約課において交付としたため、遠方の者が仕様書等を受領しにくい状況が生じた。

## 7.まとめ

主に、競争性の向上を目的として、オープンカウンター方式の試行を実施したが、物品については、競争性の向上が確認された一方で、役務については、見積書提出者数が少数で、競争性の向上は確認できなかった。

役務の内容や見積依頼のタイミング等の要因もあるが、基本的には周知不足が原因と考えられることから、役務についても、物品同様、業界団体等へ周知依頼を行うなど、積極的な周知活動に努める必要がある。

また、参加希望者の利便性を向上させることが、見積書提出者の増加にもつながると考えられるため、業務量の増加や、仕様書等の差替などの課題はあるが、FAX、郵送、電子メール、ホームページからのダウンロード等を利用した仕様書等の交付も検討していく必要がある。

今後は、上記の点の改善に取り組み、更なる競争性の向上に努めていく。

なお、本稿は従前の所属である近畿地方整備局総務部契約課での所掌内容である。